

出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式①)

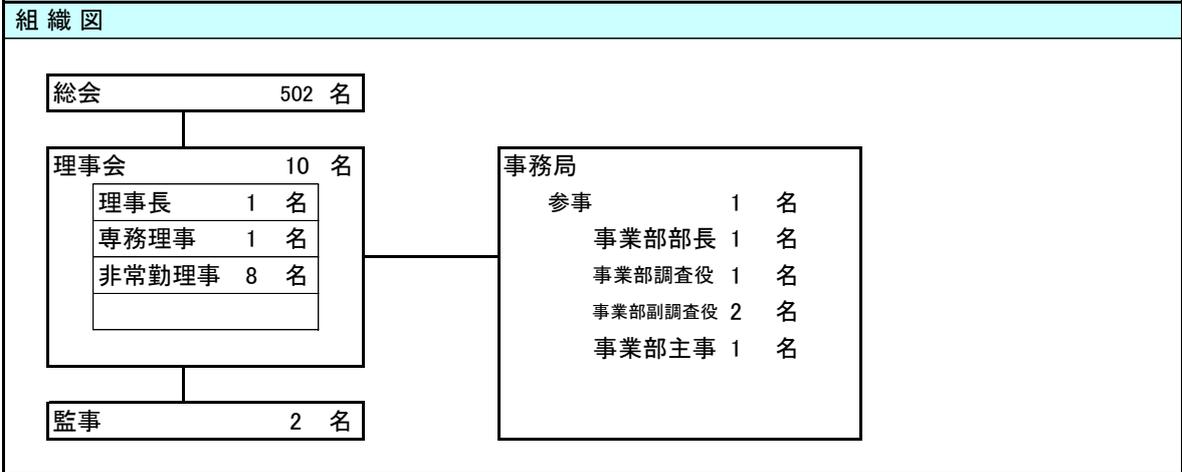
【共通】

直近の決算日: 令和 6年 3月 31日

1. 団体の概要				
団体名	(特) 長崎県漁業信用基金協会	設立目的、経緯及び根拠法		
設立年月日	昭和28年7月21日	【設立目的、経緯】		
所在地等	〒 850-0035	中小漁業者等に対する貸付等について、その債務を保証することを主たる業務とし、中小漁業者等が必要とする資金の融資を円滑にし、中小漁業の振興を図ることを目的とする。国の中小漁業金融対策の一つとして設立されたもので、基金は水協組のほか都道府県等の出資による構成で、国の後ろ盾による再保険の仕組みを確立することにより、協会の信用力を強化するとともに、保証による融資が適切に運営されるよう独立の法人を設ける必要があった。		
	長崎市元船町17-1			
	TEL 095-823-8171			
	Fax 095-827-0915			
	E-Mail info@nafic.jp			
県所管課	水産 部 水産経営 課	【根拠法】 中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号)		
資本金・ 基本金等の額 (千円)	主な出資者	出資額(千円)	比率(%)	定款等に定める事業 ①中小漁業者等が資金借入れをすることにより金融機関に対して負担する債務の保証 ②漁協等が(株)日本政策金融公庫の委託を受けて行なった中小漁業者等の借入れに対して負担する債務の保証 ③漁業経営改善促進資金の貸付け(未実施)
	長崎県	737,800	18.02	
	本県市町	412,400	10.07	
	水産業協同組合	338,700	8.27	
	金融機関	55,850	1.36	
	県漁連	25,800	0.63	
	その他	2,524,804	61.65	
	総 額	4,095,354	100.00	
ホームページURL	https://nafic.jp/			

2. 組織・人員の状況(3月31日現在)											
役員 (名)	区分	R3	R4	R5	プロパー	派遣県職員	兼務県職員	県OB	他自治体	民間	その他
	常勤	1	1	1				1			
	非常勤	13	14	11				1	1	9	
	合 計	14	15	12	0	0	0	2	1	9	0
職員 (名)	R3	R4	R5	正規雇用	派遣	兼務	非正規雇用	他自治体	民間	その他	
				うち県OB	県職員	県職員	うち県OB				
	7	6	6	6							
1人当たり人件費(年度推移)		R3		R4		R5		平均年齢	賞与月数		
常勤役員報酬年額(千円)		*		*		*		* 歳			
プロパー平均給料月額(千円)		307		309		314		47 歳	4.5 月		
1人当たり人件費(R5、年代別)		20代以下	30代	40代	50代	60代以上					
プロパー平均給料月額(千円)		*	*	*	399	*					
各年代別プロパー数(名)		1	1	1	2	1					
県からの常勤又は非常勤役員	県の役職				団体での役職				区分		
上記役員以外の顧問等											
県派遣又は兼務職員											

2. 組織・人員の状況(3月31日現在)(続き)



3. 県財政負担の状況(千円)

〈当年度受入額〉		〈当年度末残高〉	
補助金		貸付金残高	
負担金		損失補償・債務保証残高	501
委託料		/	
貸付金			
損失補償・債務保証額			
出資金			

4. 県の政策との関連性

1 政策目標				
■収益性の高い魅力ある経営体の育成				
漁業・養殖業の収益性向上のために必要な設備投資や運転資金の融資を低利で受けることができ、融資の円滑化を図るため、金融機関に対して負担する債務を保証する。				
2 県との役割分担				
県の役割	団体の役割			
中小漁業者が設備投資等の際に必要な資金を、低利で融資を受けることが出来るように、融資機関に対し利子補給などを行う。	中小漁業者の漁業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、金融機関の貸付について、その債務を保証する。			
法人に委ねる理由	説明			
<input type="checkbox"/> 県が直接実施するよりも効果的・効率的に事業実施可能 <input type="radio"/> 県が直接実施することが困難 <input type="checkbox"/> その他	中小漁業者が融資機関から借入れる際の、債務保証については、中小漁業融資保証法により、漁業信用基金協会が行うこととなっている。			
3 事業実施状況				
事業名	事業概要	事業費(千円)	主な実績	事業の評価、今後の方向性
1 保証債務	中小漁業者等が漁業経営等に必要資金を借入れる際に、金融機関に対して負担する債務を保証する。		債務保証額 (R5) 4,142百万円	漁協・信漁連と緊密に連携を図りながら、保証取扱の維持増大に努める。
2				
3				

【共通】

5. 中期経営計画等の進捗状況・事業目標の達成状況 ◎ 達成 ○ 一部達成 × 未達成 - 未実施										
中期計画	No.	項目名	R5実績	計画上の目標値				最終年度(R5)	達成状況	
		第九次中期事業推進計画 (当期利益)	70,188	11,857				11,857	◎	
	①	(目標値設定の根拠・考え方) 令和3年度に第九次中期事業推進計画を作成した。目標値を設定する際には、前年度実績、将来の環境変化等を考慮し、令和5年度末を最終年度としている。 (翌年度に向けての改善事項等) 保証取扱いの維持・確保、及び延滞の抑制、適切な代位弁済の実行等に努めることにしている。								
	No.	項目名	R5実績	計画上の目標値				最終年度(R)	達成状況	
	②	(目標値設定の根拠・考え方) (翌年度に向けての改善事項等)								
	No.	項目名	R5実績	計画上の目標値				最終年度(R)	達成状況	
	③	(目標値設定の根拠・考え方) (翌年度に向けての改善事項等)								
	No.	項目名	R5実績	計画上の目標値				最終年度(R)	達成状況	
	④	(目標値設定の根拠・考え方) (翌年度に向けての改善事項等)								
	事業目標	No.	項目名	R3	R4	R5	備考			
		①	債務保証承諾額	(計画) 5,976,000	5,176,000	5,176,000				
				(実績) 4,693,013	4,197,935	4,142,140				
②			(計画)							
			(実績)							
③			(計画)							
		(実績)								
(県が期待する効果の実現)										
評価結果					評価理由					
○	十分実現している			信用力が脆弱な中小漁業者等が生産性の拡大や向上のため、融資を受けられるよう積極的に保証引受を行っている。 また、全国的に漁業不振が続く、保証機関の経営状況が厳しいなか、安定して利益を計上しており良好である。						
	概ね実現しているが未実現の部分がある									
	実現できていない									
(計画達成状況の判定)										
判定項目			評価基準					点数		
①	中期経営計画の策定		[2点]中期経営計画(計画期間3年以上)を策定している					2		
②	中期経営計画の目標達成		[1点]目標を1項目達成 [2点]2項目以上達成					1		
③	事業目標の達成		[1点]事業目標を1項目達成 [2点]2項目以上達成					-		
④	県が期待する効果の実現		[1点]効果を概ね実現している [2点]十分実現している					2		
			合計					5		

6. 財務の状況 (単位:千円、%)							
項 目	R3		R4		R5		
	金額	対前年度比	金額	対前年度比	金額	対前年度比	
【貸借対照表】							
流動資産(A)	14,423,885		14,387,033	99.74	14,083,972	97.89	
うち金銭債権額	19,586		16,292	83.18	40,888	250.97	
うちたな卸資産				-		-	
固定資産	7,034,004		6,966,507	99.04	6,545,870	93.96	
繰延資産				-		-	
資産合計(B)	21,457,889		21,353,540	99.5	20,629,842	96.6	
流動負債(C)	14,532,264		14,394,598	99.05	13,747,148	95.50	
うち短期借入金	-		-	#VALUE!		#VALUE!	
うち県借入額				-		-	
固定負債	1,339,012		1,473,730	110.06	1,404,514	95.30	
うち長期借入金	160,109		211,649	132.19	159,155	75.20	
うち県借入額				-		-	
うち退職給付引当金	73,009		50,560	69.25	54,159	107.12	
負債合計	15,871,276		15,868,328	99.98	15,151,662	95.48	
株主資本	5,586,613		5,485,211	98.18	5,478,180	99.87	
その他				-		-	
利益剰余金	4,547		62,529	1,375.06	70,188	112.25	
純資産又は資本合計(D)	5,586,613		5,485,211	98.18	5,478,180	99.87	
団体債務保証額				-		-	
県債務保証又は損失補償額	1,463		782	53.45	501	64.07	
【損益計算書】							
売上高(E)	322,667		422,400	130.91	239,191	56.63	
うち県財政負担額(F)				-		-	
売上原価	183,350		283,245	154.48	96,877	34.20	
うち人件費(G)				-		-	
販売費及び一般管理費	71,716		71,285	99.40	74,778	104.90	
うち人件費(H)	61,742		58,291	94.41	56,516	96.95	
営業損益	67,600		67,870	100.40	67,536	99.51	
営業外収益(I)	15,016		23,425	156.00	18,903	80.70	
うち県財政負担額(J)	21			0.00		-	
営業外費用	79,432		31,153	39.22	21,922	70.37	
経常損益(K)	3,184		60,142	1,888.82	64,517	107.27	
特別損益	1,363		2,387	175.09	5,671	237.58	
税引前当期純損益	4,547		62,529	1,375.06	70,188	112.25	
法人税等				-		-	
当期純損益(L)	4,547		62,529	1,375.06	70,188	112.25	
準備金等計上前当期純損益	4,547		62,529	1,375.06	70,188	112.25	
(会計方針の変更による影響額)							
【事業(セグメント)別】							
	売上高	経常損益	当期純損益	準備金計上前当期純損益			
	239,191	64,517	70,188	70,188			
各財務数値の増減理由及び各種引当金の設定状況等							
令和5年度の保証取扱額は設備投資の落ち込み等により昨年度の保証額を若干を下回った。収支については、代位弁済の後年度へのずれ込みにより費用計上が計画を下回ったことから、計画を上回る利益をとった。今後とも金融機関と協調し、計画的に代位弁済を努める必要がある。							
6. 財務の状況							
「財務の状況」判定項目	R3		R4		R5		点数
	数値・比率	数値・比率	対前年度比	数値・比率	対前年度比	対前々年度比	
① 経常損益率(K/E)	0.99	14.24	1,442.85	26.97	189.44	2,733.36	0.0
② 当期純損益率(L/E)	1.41	14.80	1,050.39	29.34	198.23	2,082.15	0.0
③ 純資産又は資本合計比率(D/B)	26.04	25.69	98.66	26.55	103.38	101.99	0.0
④ 流動比率(A/C)	99.25	99.95	100.70	102.45	102.50	103.22	0.0
⑤ 県財政負担率((F+J)/(E+I))	0.01	0.00		0.00			0.0
⑥ 人件費比率((G+H)/E)	19.14	13.80	72.12	23.63	171.22	123.48	-2.0
	合計						-2.0

※判定項目ごとに評価基準に基づき採点

【共通】

7. 経営内容及び事業活動についての総合判定			
(団体の自己評価)			
「計画達成状況」「財務状況」の合計点数	3.0	➡	総合判定 B
5点以上:A 概ね良好	-4点以上5点未満:B 改善の余地あり		-4点未満:C 一層の努力が必要
※事業活動・経営内容の評価・今後の課題及び改善事項等			
当協会は、国の「回収金減少支援事業」等を積極的に活用するなど、漁家経営の安定のために保証取り扱いの維持増大に努めている。また、継続して経営改善に取り組んだ結果、平成14年度以降は毎年度利益計上できており、経営は良好である。			
(県の評価)			
合計点数	5.0	※評価の内容、県評価での加点・減点、総合判定の理由 (加点・減点を行う場合は、点数及び理由を具体的に記載ください。)	
総合判定	A	漁業信用基金協会の経営の健全性を示す基準である弁済能力比率(200%以上であれば経営は健全)は6,251.91%と高く、全国的に厳しい経営状況の中、本県の基金協会は、平成14年度以降、利益を計上しており、経営は良好と判断される。 また、漁業信用基金協会は、赤潮被害を受けた養殖事業者の早期事業再開に向けた、県及び市の金融支援事業遂行のための関係機関との連携や、国の「回収金減少支援事業」等を活用し、中小漁業者等が安心して融資を受けられるよう積極的に保証引受を行っており、水産業の振興に大きく寄与している点を勘案し、2点加点を行った。	
(今後の県の関与の方針)			
収益性の高い漁業経営体を育成するため、新たな設備投資等の際の制度資金の活用や漁業者の要請に応じた債務保証の迅速かつ円滑な取扱いが図られるよう、連携を強化していくとともに、安定した経営が持続できるよう、適宜、業務・財務についても助言していく。			